

まちなか住宅取得支援補助金 のご案内

補助金額

新築住宅（敷地面積150㎡以上） 100万円

中古住宅（延床面積100㎡以上） 50万円

受付期間

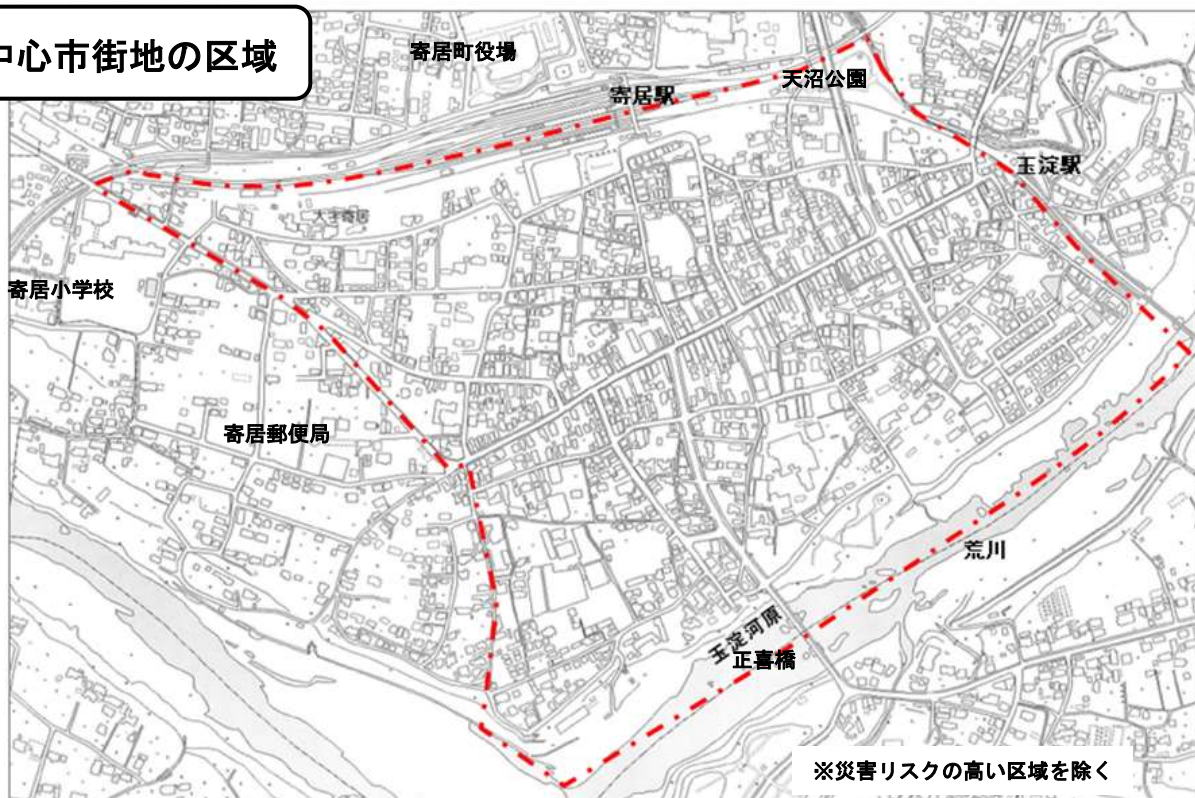
令和3年4月12日から令和4年3月18日

※補助申請額が予算額に達したときには受付を終了します。

補助要件

- 子育て世帯（18歳以下の子どもがいる世帯）、または申請日において40歳未満の方
- 令和2年4月1日以降の契約に基づき、中心市街地の区域内に新築住宅または中古住宅を取得・登記していること
- 中古住宅の場合、新耐震基準である（下記の3項目のいずれかに該当する）こと
 - ① 建物登記における新築年月日が昭和58年4月1日以降の住宅
 - ② 建築確認済証の交付日が昭和56年6月1日以降の住宅
 - ③ 耐震基準適合証明書を取得した住宅
- 転入・転居前3年以上中心市街地の区域外に住民登録されており、令和2年4月1日以降に対象住宅に転入・転居していること
- 補助金の交付決定を受けた日から5年以上継続して、対象住宅を所有し居住すること
- 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- 過去に当該補助金・定住促進補助金を受けていないこと
- 世帯に寄居町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと
- 当該住宅の所有者または共有者が公共事業の補償により当該住宅を取得していないこと

中心市街地の区域



申請手続および交付決定

※事前に都市計画課にご相談ください。

以下の申請書類を寄居町都市計画課に提出してください。

- 寄居町まちなか住宅取得支援補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号）
- 申請者の戸籍全部事項証明書または戸籍謄本（3か月以内）
- 申請者の世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄を載せたもの）（3か月以内）
- 申請者が3年以上継続して中心市街地の区域外に居住していたことを証明できる戸籍の附票または住民票の除票の写し等（3か月以内）
- 申請者及び世帯全員（中学生以下を除く）の寄居町における税の滞納がないことを証する書類（完納証明書）（3か月以内）
- 住宅の工事請負契約書又は売買契約書等（コピー）
- 建物登記の全部事項証明書
- 建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証（コピー）※新築住宅の場合
- 新耐震基準の住宅であることを確認できる、建物登記の全部事項証明書・建築台帳記載事項証明書・耐震基準適合証明書のいずれか ※中古住宅の場合
- 誓約書（様式第4号）
- 申請書類確認表（申請者確認欄で書類・要件の不備がないかご確認ください）

町が申請内容を審査し、申請者に交付または不交付の決定を通知します。

交付決定通知を郵送する際、請求書を同封しますので、14日以内に必要事項を記入の上ご提出ください。

補助の取消しおよび返還

補助金の交付決定を受けた日から5年以内に住宅を手放した、転居・転出した場合や、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときなどの場合には、補助金を返還していただく場合があります。

申し込み方法

寄居町公式ホームページにて、詳細な案内の確認や申請書のダウンロードができます。

また、寄居町役場2階都市計画課の窓口にて申請書の配布および申請受付を行っています。

内容についてご不明な点がありましたら、寄居町都市計画課までお問い合わせください。

その他

申請内容・居住状況の確認などのため、必要に応じて実地調査をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

この補助金につきましては、国の補助金を活用しているため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用があります。

この補助金は令和4年度までで終了を予定しています。

また、この補助金を利用される予定の方は、フラット35の金利引下げを受けることができます。詳細は「フラット35 寄居町」で検索いただくか、右QRコードから住宅金融支援機構のHPをご覧ください。



<お問合せ先>

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1

寄居町役場 都市計画課

TEL : 048-581-2121 (代表)

FAX : 048-581-1173

